

第2章 地下水質測定結果

本章は、水質汚濁防止法第16条により神奈川県知事が作成した「平成27年度地下水質測定計画」に基づき、神奈川県と水質汚濁防止法政令市である10市（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市及び大和市）がそれぞれ実施した地下水の水質測定結果を取りまとめたものである。

1 測定の概要

(1) 実施期間及び測定頻度

概況調査及び継続監視調査については、年1回、平成27年10月から平成27年12月にかけて実施した。

汚染井戸周辺地区調査については、年1回実施した。

(2) 調査の種類及び測定地点数

ア 概況調査

県内の全体的な地下水質の概況を把握するため、「メッシュ調査」と「定点調査」を実施した。

○ 定点調査

定点において長期的な観点から水質の経年変化を把握するため調査した。

27年度は、全市町村の96地点で水質の測定を行った。

○ メッシュ調査

県内の地下水の汚染状況を把握するため、県内全域を2kmメッシュに分割し、メッシュ内に存在する井戸を1つ選定し、その井戸の水質について調査した。

4年間で一巡するよう、年次計画を策定し実施している。

メッシュ調査は、10年度から開始し、13年度までの4年間で県内37市町村の1,138メッシュを調査した。また、14年度から17年度までの4年間で県内37市町村の1,267メッシュ、18年度から21年度までの4年間で県内37市町村の1,287メッシュ、22年度から25年度までの4年間で県内33市町村の1,224メッシュを調査した。

27年度は、13市4町1村（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市、鎌倉市、逗子市、座間市、葉山町、寒川町、真鶴町、湯河原町及び清川村）のメッシュ内に存在する111地点で水質の測定を行った。

イ 継続監視調査

前年度までの調査の結果、汚染が確認された地点において継続的な監視のため調査した。

27年度は、17市4町の141地点で水質の測定を行った。

ウ 汚染井戸周辺地区調査

概況調査で環境基準値を超過した15地点のうち12地点について、汚染範囲を確認するために汚染井戸周辺地区調査を実施し、4市の46地点について調査した。

上記について表にまとめると次のとおりである。

調査の種類		測定市町村	測定地点数	実施期間、測定頻度
概況調査	定点調査	19市13町1村	96地点	27年10月～27年12月に実施(年1回)
	メッシュ調査	13市4町1村	111地点	
	継続監視調査	17市4町	141地点	
汚染井戸周辺地区調査		4市	46地点	27年度中に実施(年1回)
計		19市13町1村	394地点	

(3) 測定項目

調査の種類	区分	項目名
概況調査 (メッシュ調査) (定点調査)	環境基準項目	(1)カドミウム (2)全シアン (3)鉛 (4)六価クロム (5)砒素 (6)総水銀 (7)アルキル水銀 (8)PCB (9)ジクロロメタン (10)四塩化炭素 (11)塩化ビニルモノマー (12)1,2-ジクロロエタン (13)1,1-ジクロロエチレン (14)1,2-ジクロロエチレン (15)1,1,1-トリクロロエタン (16)1,1,2-トリクロロエタン (17)トリクロロエチレン (18)テトラクロロエチレン (19)1,3-ジクロロプロペン (20)チウラム (21)シマジン (22)チオベンカルブ (23)ベンゼン (24)セレン (25)硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (26)ふっ素 (27)ほう素 (28)1,4-ジオキサン
	一般項目	(1)電気伝導率 ^{※1} (2)pH ^{※2} (3)水温 (4)臭気 (5)外観
継続監視調査	環境基準項目	(1)鉛 (2)砒素 (3)四塩化炭素 (4)塩化ビニルモノマー (5)1,1-ジクロロエチレン (6)1,2-ジクロロエチレン (7)1,1,1-トリクロロエタン (8)1,1,2-トリクロロエタン (9)トリクロロエチレン(10)テトラクロロエチレン (11)硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(12)ほう素(13)1,4-ジオキサン
	一般項目	(1)電気伝導率 ^{※1} (2)pH ^{※2} (3)水温 (4)臭気 (5)外観
汚染井戸周辺地区調査	環境基準項目等	汚染範囲を確認するために必要な項目

※1 電気伝導率 水の電気の流れやすさを示す数値で、水中に含まれる陽イオン、陰イオンの合計量の目安になる。純水は電気伝導率が低く電気が通りにくく、不純物の多い水では電気伝導率は高くなる(単位 mS/m)。

※2 pH 水溶液の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標で、一般に「水素イオン濃度」といわれることもあるが、正確には、水素イオン濃度の逆数の常用対数である。pHが7のときに中性、7を超えるとアルカリ性、7未満では酸性を示す。

(4) 測定方法

「平成27年度地下水質測定計画」に定める測定方法に基づき実施した。

2 測定結果の評価方法

(1) 環境基準項目の評価

全シアンは、測定地点における年間測定値の最高値が環境基準値以下の場合、そのほか27項目は、測定地点における年間測定値の平均値が環境基準値以下の場合に、環境基準を達成していると評価する。

なお、本文中において「検出」とは、報告下限値以上で検出されたことをいう。

地下水の水質汚濁に係る環境基準については、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条の規定に基づく水質汚濁に係る環境上の条件のうち、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日環境庁告示第10号）による。

(2) 一般項目の評価

一般項目のうちpHについては、測定地点におけるpH値が5.8以上8.6以下の場合に、評価基準を達成していると評価する。

一般項目のpHの評価基準については、水道法第4条に基づく水質基準による。

3 測定結果（概況調査、継続監視調査）の総括

(1) 概況調査

ア 定点調査（表1-1-1、1-1-2）

- 全市町村の96地点を調査したところ、環境基準項目については、92地点で環境基準を達成していた。
- 環境基準の達成率は95.8%で、26年度よりも1.1ポイント減少していた。
- 環境基準を達成していなかった3市（横浜市、鎌倉市及び秦野市）の4地点については、^{ひそ}砒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の2項目のいずれかの項目が環境基準を達成していなかった。
- 一般項目については、全地点で評価基準を達成していた。

イ メッシュ調査（表1-2-1、1-2-2）

- 13市4町1村の111地点を調査したところ、環境基準項目については、100地点で環境基準を達成していた。
- 環境基準を達成していなかった5市（横浜市、相模原市、横須賀市、厚木市及び大和市）の11地点については、^{ひそ}六価クロム、^{ひそ}砒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の3項目のいずれかの項目が環境基準を達成していなかった。
- 一般項目については、pHが1地点（茅ヶ崎市）で評価基準を達成していなかった。

(2) 継続監視調査（表1-3-1、1-3-2）

- 17市4町の141地点を調査したところ、環境基準項目については、調査した13項目について58地点で環境基準を達成していた。
- 環境基準を達成していなかった14市2町（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市、鎌倉市、三浦市、秦野市、海老名市、綾瀬市、寒川町及び中井町）の83地点については、^{ひそ}砒素、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、1,4-ジオキサンの7項目のいずれかの項目が環境基準を達成していなかった。
- 一般項目のうち、pHは横浜市1地点及び川崎市1地点で評価基準を達成していなかった。

表 1-1-1 定点調査測定結果総括

区分 測定項目	測定		検出状況			環境基準等達成状況		
	項目数	地点数	項目数	地点数	検出率(%)	非達成項目	達成地点数	達成率(%)
環境基準項目	28	96	14	94	97.9	2	92	95.8
一般項目	5	96	-	-	-	0	96	100
全項目の集計	33	96	14	94	97.9	2	92	95.8

注 1：検出地点数は、1 地点で複数項目検出された場合でも 1 地点として算定。

注 2：達成地点数とは、調査した項目をすべて達成した地点数を示す（一般項目については、pH の評価基準を達成した地点数）。

表 1-1-2 定点調査の環境基準非達成項目における地点数及び市町村別内訳

環境基準非達成項目	地点数	市町村別内訳（地点数）
ひそ 砒素	1	鎌倉市(1)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3	横浜市(2)、秦野市(1)

表 1-2-1 メッシュ調査測定結果総括

区分 測定項目	測定		検出状況			環境基準等達成状況		
	項目数	地点数	項目数	地点数	検出率(%)	非達成項目	達成地点数	達成率(%)
環境基準項目	28	111	12	109	98.2	3	100	90.1
一般項目	5	111	1	1	0.9	1	110	99.1
全項目の集計	33	111	13	109	98.2	4	99	89.1

注 1：検出地点数は、1 地点で複数項目検出された場合でも 1 地点として算定。

注 2：達成地点数とは、調査した項目をすべて達成した地点数を示す（一般項目については、pH の評価基準を達成した地点数）。

表 1-2-2 メッシュ調査の環境基準非達成項目における地点数及び市町村別内訳

環境基準非達成項目	地点数	市町村別内訳（地点数）
六価クロム	1	大和市(1)
ひそ 砒素	1	横須賀市(1)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	9	横浜市(7)、相模原市(1)、厚木市(1)

注：同一地点で複数項目について環境基準非達成の場合があるため、項目別の非達成地点数の合計と環境基準を達成していなかった地点数の合計は一致しない。

表 1-3-1 継続監視調査測定結果総括

区分 測定項目	測定		検出状況		環境基準等達成状況	
	項目数	地点数	項目数	地点数	非達成項目	達成地点数
環境基準項目	13	141	12	137	7	58
一般項目	5	141	1	2	1	139
全項目の集計	18	141	13	137	8	57

注 1：検出地点数は、1 地点で複数項目検出された場合でも 1 地点として算定。

注 2：達成地点数とは、調査した項目をすべて達成した地点数を示す（一般項目については、pH の評価基準を達成した地点数）。

表 1-3-2 継続監視調査の環境基準非達成項目における地点数及び市町村別内訳

環境基準非達成項目	地点数	市町村別内訳（地点数）
砒素	2	平塚市(1)、綾瀬市(1)
塩化ビニルモノマー	3	川崎市(3)
1,2-ジクロロエチレン	8	川崎市(4)、茅ヶ崎市(1)、厚木市(1)、海老名市(1)、寒川町(1)
トリクロロエチレン	10	川崎市(6)、茅ヶ崎市(2)、鎌倉市(1)、海老名市(1)
テトラクロロエチレン	17	横浜市(2)、川崎市(4)、相模原市(2)、平塚市(2)、藤沢市(2)、厚木市(1)、秦野市(1)、海老名市(1)、綾瀬市(1)、寒川町(1)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	53	横浜市(16)、川崎市(5)、相模原市(2)、横須賀市(5)、平塚市(5)、藤沢市(2)、茅ヶ崎市(4)、厚木市(1)、大和市(1)、三浦市(4)、秦野市(2)、海老名市(1)、綾瀬市(4)、中井町(1)
1,4-ジオキサン	1	寒川町(1)

注：同一地点で複数項目について環境基準非達成の場合があるため、項目別の非達成地点数の合計と環境基準を達成していなかった地点数の合計は一致しない。

4 測定結果（概況調査、継続監視調査）の概要

(1) 項目別測定結果

ア 概況調査（定点調査）（表2-1）

環境基準を達成していなかった項目は、砒素^{ひそ}、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の2項目であった。

○ 環境基準項目

検出された地点数は、調査した96地点のうち、砒素^{ひそ}が2地点、四塩化炭素が1地点、塩化ビニルモノマーが2地点、1,1-ジクロロエチレンが2地点、1,2-ジクロロエチレンが8地点、1,1,1-トリクロロエタンが6地点、1,1,2-トリクロロエタンが2地点、トリクロロエチレンが16地点、テトラクロロエチレンが9地点、セレンが2地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が86地点、ふっ素が22地点、ほう素が47地点、1,4-ジオキサンが1地点で検出された。このうち、環境基準を達成していなかった地点数は、砒素^{ひそ}が1地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が3地点であった（達成率はそれぞれ99.0%、96.9%）。

○ 一般項目

pHは、全地点で評価基準を達成していた。

電気伝導率は、10～120 mS/mの範囲であった。

水温は、15.6～23.6℃の範囲であった。

○ 経年変化

平成18年度から平成27年度までの定点調査の環境基準達成率は、93.2%から98.1%の間で変動している（表2-1-2）。

平成18年度から平成27年度までの定点調査において、環境基準を達成していなかった項目は、鉛、砒素^{ひそ}、塩化ビニルモノマー、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の4項目であった。

イ 概況調査（メッシュ調査）（表2-2）

環境基準を達成していなかった項目は、六価クロム、砒素^{ひそ}、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の3項目であった。

○ 環境基準項目

検出された地点数は、調査した111地点のうち、六価クロムが1地点、砒素^{ひそ}が6地点、1,1-ジクロロエチレンが3地点、1,2-ジクロロエチレンが6地点、1,1,1-トリクロロエタンが7地点、1,1,2-トリクロロエタンが1地点、トリクロロエチレンが14地点、テトラクロロエチレンが11地点、セレンが1地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が103地点、ふっ素が23地点、ほう素が50地点であった。このうち、環境基準を達成していなかった地点数は、六価クロムが1地点、砒素^{ひそ}が1地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が9地点であった（達成率はそれぞれ99.1%、99.1%、91.9%）。

○ 一般項目

pHは、1地点で評価基準を達成していなかった。

電気伝導率は、10～85 mS/mの範囲であった。

水温は、14.3～22.9 °Cの範囲であった。

ウ 継続監視調査（表2-3）

環境基準を達成していなかった項目は、砒素、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、1,4-ジオキサンの7項目であった。

○ 環境基準項目

検出された地点数は、鉛が4地点のうち1地点、砒素が5地点うち5地点、四塩化炭素が6地点のうち2地点、塩化ビニルモノマーが28地点のうち7地点、1,1-ジクロロエチレンが33地点のうち9地点、1,2-ジクロロエチレンが37地点のうち22地点、1,1,1-トリクロロエタンが38地点のうち8地点、トリクロロエチレンが47地点のうち35地点、テトラクロロエチレンが44地点のうち32地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が84地点のうち84地点、ほう素が1地点のうち1地点、1,4-ジオキサンが9地点のうち3地点であった。このうち、環境基準を達成していなかった地点数は、砒素が2地点、塩化ビニルモノマーが3地点、1,2-ジクロロエチレンが8地点、トリクロロエチレンが10地点、テトラクロロエチレンが17地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が53地点、1,4-ジオキサンが1地点であった（達成率はそれぞれ60.0%、89.3%、78.4%、78.7%、61.4%、36.9%、88.9%）。

○ 一般項目

pHは、2地点で評価基準を達成していなかった。

電気伝導率は、11～85 mS/mの範囲であった。

水温は、15.1～21.0 °Cの範囲であった。

表2-1 定点調査項目別測定結果

総測定地点数：96 地点

区分	項目	測定地点数	検出地点数	環境基準等 非達成 地点数	最高 濃度	検出率 (%)	環境基準等 達成率 (%)	環境基準又は 評価基準
環境 基準 項目	カドミウム	96	0	0	—	0	100	0.003mg/L以下
	全シアン	96	0	0	—	0	100	検出されないこと
	鉛	96	0	0	—	0	100	0.01mg/L以下
	六価クロム	96	0	0	—	0	100	0.05mg/L以下
	砒素	96	2	1	0.017	2.1	99.0	0.01mg/L以下
	総水銀	96	0	0	—	0	100	0.0005mg/L以下
	アルキル水銀	0	0	0	—	—	—	検出されないこと
	P C B	96	0	0	—	0	100	検出されないこと
	ジクロロメタン	96	0	0	—	0	100	0.02mg/L以下
	四塩化炭素	96	1	0	0.0004	1.0	100	0.002mg/L以下
	塩化ビニルモノマー	96	2	0	0.0004	2.1	100	0.002mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	96	0	0	—	0	100	0.004mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	96	2	0	0.0020	0	100	0.1mg/L以下
	1,2-ジクロロエチレン	96	8	0	0.015	8.3	100	0.04mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	96	6	0	0.0012	6.3	100	1mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	96	2	0	0.0034	2.1	100	0.006mg/L以下
	トリクロロエチレン	96	16	0	0.0049	16.7	100	0.01mg/L以下
	テトラクロロエチレン	96	9	0	0.0032	9.4	100	0.01mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン	96	0	0	—	0	100	0.002mg/L以下
	チウラム	96	0	0	—	0	100	0.006mg/L以下
	シマジン	96	0	0	—	0	100	0.003mg/L以下
	チオベンカルブ	96	0	0	—	0	100	0.02mg/L以下
	ベンゼン	96	0	0	—	0	100	0.01mg/L以下
	セレン	96	2	0	0.003	2.1	100	0.01mg/L以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	96	86	3	20	89.6	96.9	10mg/L以下
	ふっ素	96	22	0	0.29	22.9	100	0.8mg/L以下
	ほう素	96	47	0	0.51	49.0	100	1mg/L以下
	1,4-ジオキサン	96	1	0	0.013	1.0	100	0.05mg/L以下
計		96	94	4		97.9	95.8	
一 般 項 目	電気伝導率	96						
	pH	96		0	—		100	5.8以上8.6以下
	水温	96						
	96	96		0			100	
合計		96	94	4		97.9	95.8	

注1：計・合計については、同一地点で複数検出又は非達成であった場合1地点とした。

注2：網かけは環境基準非達成又は評価基準非達成項目を示す。

表2-2 メッシュ調査項目別測定結果

総測定地点数：111地点

区分	項目	測定地点数	検出地点数	環境基準等 非達成 地点数	最高 濃度	検出率 (%)	環境基準等 達成率 (%)	環境基準又は 評価基準
環境 基準 項目	カドミウム	111	0	0	—	0	100	0.003mg/L以下
	全シアン	111	0	0	—	0	100	検出されないこと
	鉛	111	0	0	—	0	100	0.01mg/L以下
	六価クロム	111	1	1	0.22	0.9	99.1	0.05mg/L以下
	砒素	111	6	1	0.026	5.4	99.1	0.01mg/L以下
	総水銀	111	0	0	—	0	100	0.0005mg/L以下
	アルキル水銀	0	0	0	—	—	—	検出されないこと
	PCB	111	0	0	—	0	100	検出されないこと
	ジクロロメタン	111	0	0	—	0	100	0.02mg/L以下
	四塩化炭素	111	0	0	—	0	100	0.002mg/L以下
	塩化ビニルモノマー	111	0	0	—	0	100	0.002mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	111	0	0	—	0	100	0.004mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	111	3	0	0.0019	2.7	100	0.1mg/L以下
	1,2-ジクロロエチレン	111	6	0	0.0062	5.4	100	0.04mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	111	7	0	0.0028	6.3	100	1mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	111	1	0	0.0002	0.9	100	0.006mg/L以下
	トリクロロエチレン	111	14	0	0.0019	12.6	100	0.01mg/L以下
	テトラクロロエチレン	111	11	0	0.0029	9.9	100	0.01mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン	111	0	0	—	0	100	0.002mg/L以下
	チウラム	111	0	0	—	0	100	0.006mg/L以下
	シマジン	111	0	0	—	0	100	0.003mg/L以下
	チオベンカルブ	111	0	0	—	0	100	0.02mg/L以下
	ベンゼン	111	0	0	—	0	100	0.01mg/L以下
	セレン	111	1	0	0.003	0.9	100	0.01mg/L以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	111	103	9	30	92.8	91.9	10mg/L以下
	ふっ素	111	23	0	0.20	20.7	100	0.8mg/L以下
	ほう素	111	50	0	0.16	45.0	100	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	111	0	0	—	0	100	0.05mg/L以下	
計		111	109	11		98.2	90.1	
一 般 項 目	電気伝導率	111						
	pH	111		1	—		99.1	5.8以上8.6以下
	水温	111						
	計	111		0			99.1	
合計		111	109	12		98.2	89.2	

注1：計・合計については、同一地点で複数検出又は非達成であった場合1地点とした。

注2：網かけは環境基準非達成又は評価基準非達成項目を示す。

表 2-1-2 定点調査環境基準項目達成率

年 度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
測定項目数	26	26	26	26	28	28	28	28	28	28
測定地点数	105	105	105	105	105	105	105	103	96	96
非達成地点数	5	3	3	2	5	4	7	7	3	4
環境基準達成率 (%)	95.2	97.1	97.1	98.1	95.2	96.2	93.3	93.2	96.9	95.8

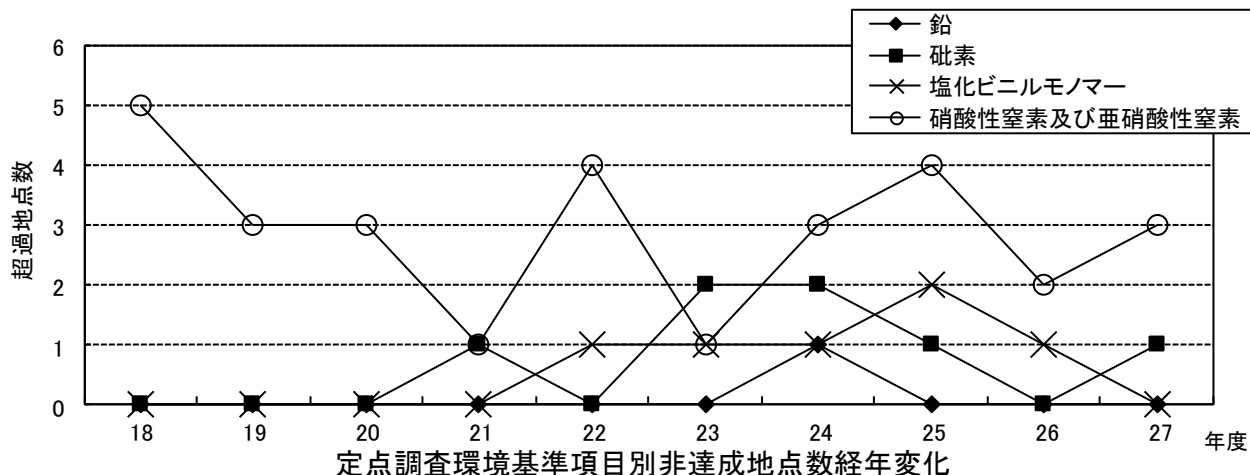


表 2-3 継続監視調査項目別測定結果

総測定地点数：141 地点

区分	項 目	測定地点数	検出地点数	環境基準等 非達成地点数	最高濃度	検出率 (%)	環境基準等 達成率 (%)	環境基準又は 評価基準
環境基準項目	鉛	4	1	0	0.006	25.0	100	0.01mg/L以下
	砒素	5	5	2	0.018	100	60.0	0.01mg/L以下
	四塩化炭素	6	2	0	0.0002	33.3	100	0.002mg/L以下
	塩化ビニルモノマー	28	7	3	0.079	25.0	89.3	0.002mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	33	9	0	0.031	27.3	100	0.1mg/L以下
	1,2-ジクロロエチレン	37	22	8	3.7	59.5	78.4	0.04mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	38	8	0	0.15	21.1	100	1mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	1	0	0	<0.0002	0	100	0.006mg/L以下
	トリクロロエチレン	47	35	10	0.48	74.5	78.7	0.01mg/L以下
	テトラクロロエチレン	44	32	17	0.38	72.7	61.4	0.01mg/L以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	84	84	53	51	100	36.9	10mg/L以下
	ほう素	1	1	0	0.80	100	100	1mg/L以下
	1,4-ジオキサン	9	3	1	0.34	33.3	88.9	0.05mg/L以下
	計	141	137	83		97.2	41.1	
一般項目	電気伝導率	141						
	pH	141		2	5.5		98.6	5.8以上8.6以下
	水温	141						
	計	141		2			98.6	
合計	141	137	84		97.2	40.4		

注 1：計・合計については、同一地点で複数検出又は非達成であった場合 1 地点とした。

注 2：網かけは環境基準非達成又は評価基準非達成項目を示す。

(2) 深度別測定結果

調査井戸を「浅井戸」、「深井戸」、「その他」に区分し、区分ごとの調査結果をまとめると次のとおりである。

注：浅井戸・・・不圧帯水層から取水する井戸。一般的に水質は地上の条件に影響されやすい。
 深井戸・・・被圧帯水層から取水する井戸。一般的に水質は地上の条件に影響されにくい。
 （不圧帯水層か被圧帯水層か不明の場合は、井戸深度が 30m を目途に分類）
 その他・・・①浅井戸・深井戸の区別が不明のもの ②湧水 ③横井戸

ア 概況調査（定点調査）（表 3-1-1、3-1-2）

○ 浅井戸

環境基準項目については、測定した 67 地点中 66 地点で砒素、四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素の 13 項目のいずれかが検出（検出率 98.5%）されており、このうち 4 地点で砒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の 2 項目のいずれかが環境基準を達成していなかった（達成率 94.0%）。一般項目については、全地点で評価基準を達成していた。

○ 深井戸

環境基準項目については、測定した 27 地点中 26 地点で砒素、四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサンの 13 項目のいずれかが検出（検出率 96.3%）されていたが、全地点で環境基準を達成していた（達成率 100%）。一般項目については、全地点で評価基準を達成していた。

○ その他

環境基準項目については、測定した 2 地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ほう素の 2 項目のいずれかが検出（検出率 100%）されていたが、全地点で環境基準を達成していた（達成率 100%）。一般項目については、全地点で評価基準を達成していた。

表 3-1-1 定点調査－深度別測定結果（調査項目区分別集計）

深度区分	測定地点数	環境基準項目				一般項目	全項目集計	
		検出地点数	検出率 (%)	達成地点数	達成率 (%)	達成地点数	検出地点数	達成地点数
浅井戸	67	66	98.5	63	94.0	67	66	63
深井戸	27	26	96.3	27	100	27	26	27
その他	2	2	100	2	100	2	2	2
計	96	94	97.9	92	95.8	96	94	92

表 3-1-2 定点調査－深度別測定結果（環境基準非達成項目）

深 度 区 分	達成地点数／測定地点数	
	ひそ 砒素	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素
浅井戸	66/67	64/67
深井戸	27/27	27/27
その他	2/2	2/2
計	95/96	93/96

注：網掛けは非達成地点があることを示す。

イ 概況調査（メッシュ調査）（表 3-2-1、3-2-2）

○ 浅井戸

環境基準項目については、測定した 85 地点でひそ砒素、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素の 11 項目のいずれかが検出（検出率 100%）されており、このうち 8 地点で、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を達成していなかった（達成率 90.6%）。一般項目については、1 地点で評価基準を達成していなかった（達成率 98.8%）。

○ 深井戸

環境基準項目については、測定した 15 地点中 14 地点で六価クロム、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素の 8 項目のいずれかが検出（検出率 93.3%）されており、このうち 1 地点で、六価クロムが環境基準を達成していなかった（達成率 93.3%）。一般項目については、全地点で評価基準を達成していた。

○ その他

環境基準項目については、測定した 11 地点中 10 地点でひそ砒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素の 4 項目のいずれかが検出（検出率 90.9%）されており、このうち 2 地点で、ひそ砒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の 2 項目のいずれかが環境基準を達成していなかった（達成率 81.8%）。一般項目については、全地点で評価基準を達成していた。

表 3-2-1 メッシュ調査－深度別測定結果（調査項目区分別集計）

深 度 区 分	測 定 地点数	環境基準項目				一般項目	全項目集計	
		検 出 地点数	検出率 (%)	達 成 地点数	達成率 (%)	達 成 地点数	検 出 地点数	達 成 地点数
浅井戸	85	85	100	77	90.6	84	85	76
深井戸	15	14	93.3	14	93.3	15	14	14
その他	11	10	90.9	9	81.8	11	10	9
計	111	109	98.2	100	90.1	110	109	99

表 3-2-2 メッシュ調査-深度別測定結果（環境基準非達成項目）

深 度 区 分	達成地点数／測定地点数		
	六価クロム	砒素	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素
浅井戸	85/85	85/85	77/85
深井戸	14/15	15/15	15/15
その他	11/11	10/11	10/11
計	110/111	110/111	102/111

注：網掛けは非達成地点があることを示す。

ウ 継続監視調査（表 3-3-1、3-3-2）

○ 浅井戸

環境基準項目については、測定した 106 地点中 104 地点で鉛、砒素、四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の 10 項目のいずれかが検出（検出率 98.1%）されており、このうち 64 地点で砒素、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の 6 項目のいずれかが環境基準を達成していなかった（達成率 39.6%）。一般項目については、pH が 2 地点で評価基準を達成していなかった。

○ 深井戸

環境基準項目については、測定した 24 地点で砒素、塩化ビニルモノマー、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ほう素、1,4-ジオキサンの 10 項目のいずれかが検出（検出率 100%）されており、このうち 12 地点で砒素、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、1,4-ジオキサンの 7 項目のいずれかが環境基準を達成していなかった（達成率 50.0%）。一般項目については、pH が全地点で評価基準を達成していた。

○ その他

環境基準項目については、測定した 11 地点中 9 地点で塩化ビニルモノマー、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の 7 項目のいずれかが検出（検出率 81.8%）されており、このうち 7 地点で塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の 5 項目のいずれかが環境基準を達成していなかった（達成率 36.4%）。一般項目については、全地点で評価基準を達成していた。

表 3-3-1 継続監視調査－深度別測定結果（調査項目区分別集計）

深度区分	測定地点数	環境基準項目				一般項目	全項目集計	
		検出地点数	検出率 (%)	達成地点数	達成率 (%)	達成地点数	検出地点数	達成地点数
浅井戸	106	104	98.1	42	39.6	104	104	41
深井戸	24	24	100	12	50.0	24	24	12
その他	11	9	81.8	4	36.4	11	9	4
計	141	137	97.2	58	41.1	139	137	57

表 3-3-2 継続監視調査－深度別測定結果（環境基準非達成項目）

深度区分	達成地点数／測定地点数						
	ヒ素 砒素	塩化 ビニル モノマー	1,2-ジク ロロエチ レン	トリ クロロ エチレン	テトラ クロロ エチレン	硝酸性窒素 及び 亜硝酸性窒素	1,4-ジオキ サン
浅井戸	3/4	16/17	19/22	19/27	16/25	26/71	2/2
深井戸	0/1	8/9	8/11	15/16	9/15	3/6	6/7
その他	-	1/2	2/4	3/4	2/4	2/7	-
計	3/5	25/28	29/37	37/47	27/44	31/84	8/9

注：網掛けは非達成地点があることを示す。

(3) 利用用途別測定結果

調査井戸を「一般飲用」、「生活用水」、「工業用水」、「その他」に区分し、区分ごとの調査結果をまとめると次のとおりである。

注：一般飲用・・・一般家庭あるいは工場・事業場の所有する井戸で、飲用に用いられる可能性のある井戸。
飲用のほか生活用等にも用いられる井戸はこちらに分類する。
生活用水・・・一般家庭あるいは工場・事業場等において、飲用以外の生活用に用いられており、飲用に用いられる可能性が全くない井戸。
工業用水・・・冷却等の工業用として用いられる井戸。工業・事業場の所有する井戸で生活用と共用の井戸は、主たる用途に基づいて分類する。
その他・・・①上記以外の用途の井戸(農業用水、営業用水等)②用途不明の井戸③不使用の井戸

ア 概況調査（定点調査）（表4-1-1、4-1-2）

○ 一般飲用

環境基準項目については、測定した17地点で四塩化炭素、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素の8項目のいずれかが検出（検出率100%）されていたが、全地点で環境基準を達成していた（達成率100%）。

一般項目については、全地点で評価基準を達成していた。

○ 生活用水

環境基準項目については、測定した45地点で砒素、塩化ビニルモノマー、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素の11項目のいずれかが検出（検出率100%）されており、このうち3地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を達成していなかった（達成率93.3%）。

一般項目については、全地点で評価基準を達成していた。

○ 工業用水

環境基準項目については、測定した12地点で塩化ビニルモノマー、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサンの10項目のいずれかが検出（検出率100%）されていたが、全地点で環境基準を達成していた（達成率100%）。

一般項目については、全地点で評価基準を達成していた。

○ その他

環境基準項目については、測定した22地点中20地点で砒素、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素の9項目のいずれかが検出（検出率90.9%）されており、このうち1地点で砒素が環境基準を達成していなかった（達成率95.5%）。

一般項目については、全地点で評価基準を達成していた。

表 4-1-1 定点調査—利用用途別測定結果（調査項目区分別集計）

用途区分	測定地点数	環境基準項目				一般項目	全項目集計	
		検出地点数	検出率 (%)	達成地点数	達成率 (%)	達成地点数	検出地点数	達成地点数
一般飲用	17	17	100	17	100	17	17	17
生活用水	45	45	100	42	93.3	45	45	42
工業用水	12	12	100	12	100	12	12	12
その他	22	20	90.9	21	95.5	22	20	21
計	96	94	97.9	92	95.8	96	94	92

表 4-1-2 定点調査—利用用途別測定結果（環境基準非達成項目）

用途区分	達成地点数／測定地点数	
	砒素	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
一般飲用	17/17	17/17
生活用水	45/45	42/45
工業用水	12/12	12/12
その他	21/22	22/22
計	95/96	93/96

注：網掛けは非達成地点があることを示す。

イ 概況調査（メッシュ調査）（表 4-2-1、4-2-2）

○ 一般飲用

環境基準項目については、測定した 16 地点で砒素、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ほう素の 6 項目のいずれかが検出（検出率 100%）されていたが、全地点で環境基準を達成していた（達成率 100%）。

一般項目については、全地点で評価基準を達成していた。

○ 生活用水

環境基準項目については、測定した 66 地点で砒素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素の 7 項目のいずれかが検出（検出率 100%）されており、このうち 9 地点で砒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の 2 項目のいずれかが環境基準を達成していなかった（達成率 86.4%）。

一般項目については、1 地点で pH が評価基準を達成していなかった（達成率 98.5%）。

○ 工業用水

環境基準項目については、測定した 6 地点で六価クロム、砒素、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ほう素の 7 項目のいずれかが検出（検出率 100%）されており、このうち 1 地点で六価クロムが環境基準を達成していなかった。（達成率 83.3%）。

一般項目については、全地点で評価基準を達成していた。

○ その他

環境基準項目については、測定した 23 地点中 21 地点で 1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素の 6 項目のいずれかが検出（検出率 91.3%）されていたが、全地点で環境基準を達成していた（達成率 100%）。

う素の6項目のいずれかが検出（検出率91.3%）されており、このうち1地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を達成していなかった（達成率95.7%）。一般項目については、全地点で評価基準を達成していた。

表4-2-1 メッシュ調査－利用用途別測定結果（調査項目区分別集計）

用途区分	測定地点数	環境基準項目				一般項目	全項目集計	
		検出地点数	検出率(%)	達成地点数	達成率(%)	達成地点数	検出地点数	達成地点数
一般飲用	16	16	100	16	100	16	16	16
生活用水	66	66	100	57	86.4	65	66	57
工業用水	6	6	100	5	83.3	6	6	5
その他	23	21	91.3	22	95.7	23	21	21
計	111	109	98.2	100	90.1	110	109	99

表4-2-2 メッシュ調査－利用用途別測定結果（環境基準非達成項目）

用途区分	達成地点数／測定地点数		
	六価クロム	ひそ 砒素	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素
一般飲用	16/16	16/16	16/16
生活用水	66/66	65/66	58/66
工業用水	5/6	6/6	6/6
その他	23/23	23/23	22/23
計	110/111	110/111	102/111

注：網掛けは非達成地点があることを示す。

ウ 継続監視調査（表4-3-1、4-3-2）

○ 一般飲用

環境基準項目については、測定した7地点で1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の4項目のいずれかが検出（検出率100%）されており、2地点でテトラクロロエチレンが環境基準を達成していなかった（達成率71.4%）。

一般項目については、全地点で評価基準を達成していた。

○ 生活用水

環境基準項目については、測定した94地点中90地点で鉛、^{ひそ}砒素、四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、1,4-ジオキサンの11項目のいずれかが検出（検出率95.7%）されており、このうち61地点で^{ひそ}砒素、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の6項目のいずれかが環境基準を達成していなかった（達成率35.1%）。

一般項目については、1地点でpHが評価基準を達成していなかった（達成率98.9%）。

○ 工業用水

環境基準項目については、測定した 10 地点で四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、1,4-ジオキサンの 9 項目のいずれかが検出（検出率 100%）されており、このうち 4 地点で 1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、1,4-ジオキサンの 5 項目のいずれかが環境基準を達成していなかった（達成率 60.0%）。

一般項目については、全地点で評価基準を達成していた。

○ その他

環境基準項目については、測定した 30 地点で砒素^{ひそ}、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の 7 項目のいずれかが検出（検出率 100%）されており、このうち 16 地点で砒素^{ひそ}、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の 5 項目のいずれかが環境基準を達成していなかった（達成率 46.7%）。

一般項目については、1 地点で pH が評価基準を達成していなかった（達成率 96.7%）。

表 4-3-1 継続監視調査－利用用途別測定結果（調査項目区分別集計）

用途区分	測定地点数	環境基準項目				一般項目	全項目集計	
		検出地点数	検出率 (%)	達成地点数	達成率 (%)	達成地点数	検出地点数	達成地点数
一般飲用	7	7	100	5	71.4	7	7	5
生活用水	94	90	95.7	33	35.1	93	90	32
工業用水	10	10	100	6	60.0	10	10	6
その他	30	30	100	14	46.7	29	30	14
計	141	137	97.2	58	41.1	139	137	57

表 4-3-2 継続監視調査－利用用途別測定結果（環境基準非達成項目）

用途区分	達成地点数／測定地点数						
	砒素 ^{ひそ}	塩化ビニルモノマー	1,2-ジクロロエチレン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1,4-ジオキサン
一般飲用	-	1/1	2/2	1/1	0/2	4/4	-
生活用水	3/4	16/19	24/29	24/32	19/29	15/55	3/3
工業用水	-	6/6	3/5	8/9	6/9	0/1	4/5
その他	0/1	2/2	0/1	4/5	2/4	12/24	1/1
計	3/5	25/28	29/37	37/47	27/44	31/84	8/9

注：網掛けは非達成地点があることを示す。

5 汚染井戸周辺地区調査の測定結果

概況調査で環境基準を達成していなかった12地点について、汚染範囲を確認するために汚染井戸周辺地区調査を実施し、4市の46地点について調査した。

(1) 横浜市泉区和泉町地区

メッシュ調査において、横浜市泉区和泉町の調査地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過したことから、当該地点とその周辺2地点の計3地点について調査したところ、全3地点とも検出され、うち当該地点で環境基準を超過していた。

調査項目	調査地点数	検出地点数	環境基準 非達成地点数	非達成地点 最高濃度 (mg/L)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3	3	1	29

(2) 横浜市泉区新橋町地区

メッシュ調査において、横浜市泉区新橋町の調査地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過していたことから、当該地点とその周辺1地点の計2地点について調査したところ、全2地点で検出されたが、環境基準は達成していた。

調査項目	調査地点数	検出地点数	環境基準 非達成地点数	非達成地点 最高濃度 (mg/L)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	2	2	0	—

(3) 横浜市緑区长津田町地区

メッシュ調査において、横浜市緑区长津田町の調査地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過していたことから、当該地点とその周辺2地点の計3地点について調査したところ、全3地点で検出され、うち当該地点で環境基準を超過した。

調査項目	調査地点数	検出地点数	環境基準 非達成地点数	非達成地点 最高濃度 (mg/L)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3	3	1	11

(4) 横浜市緑区北八朔町地区

メッシュ調査において、横浜市緑区北八朔町の調査地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過していたことから、当該地点とその周辺2地点の計3地点について調査したところ、全3地点で検出され、うち当該地点で環境基準を超過した。

調査項目	調査地点数	検出地点数	環境基準 非達成地点数	非達成地点 最高濃度 (mg/L)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3	3	1	11

(5) 横浜市鶴見区上末吉一丁目地区

メッシュ調査において、横浜市鶴見区上末吉一丁目の調査地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過していたことから、当該地点とその周辺2地点の計3地点について調査したところ、全3地点で検出され、うち当該地点で環境基準を超過した。

調査項目	調査地点数	検出地点数	環境基準 非達成地点数	非達成地点 最高濃度 (mg/L)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3	3	1	14

(6) 横浜市都筑区大熊町地区

メッシュ調査において、横浜市都筑区大熊町の調査地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過していたことから、当該地点の周辺3地点について調査したところ、全3地点で検出され、うち1地点で環境基準を超過した。

調査項目	調査地点数	検出地点数	環境基準 非達成地点数	非達成地点 最高濃度 (mg/L)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3	3	1	18

(7) 横浜市戸塚区平戸町地区

メッシュ調査において、横浜市戸塚区平戸町の調査地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過していたことから、当該地点とその周辺4地点の計5地点について調査したところ、全5地点で検出され、当該地点と周辺1地点で環境基準を超過した。

調査項目	調査地点数	検出地点数	環境基準 非達成地点数	非達成地点 最高濃度 (mg/L)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	5	5	2	27

(8) 横浜市都筑区折本町地区

定点調査において、横浜市都筑区折本町の調査地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過していたことから、当該地点とその周辺2地点の計3地点について調査したところ、全3地点で検出されたが環境基準は達成していた。

調査項目	調査地点数	検出地点数	環境基準 非達成地点数	非達成地点 最高濃度 (mg/L)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3	3	0	—

(9) 横浜市中区本牧元町地区

定点調査において、横浜市中区本牧元町の調査地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過していたことから、当該地点とその周辺3地点の計4地点について調査したところ、全4地点で検出されたが環境基準は達成していた。

調査項目	調査地点数	検出地点数	環境基準 非達成地点数	非達成地点 最高濃度 (mg/L)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4	4	0	—

(10) 横須賀市西浦賀地区

メッシュ調査において、横須賀市西浦賀の調査地点で、^{ひそ}砒素が環境基準を超過したことから、当該地点とその周辺3地点の計4地点で調査したところ、当該地点と周辺1地点で環境基準を超過していた。

調査項目	調査地点数	検出地点数	環境基準 非達成地点数	非達成地点 最高濃度 (mg/L)
^{ひそ} 砒素	4	3	2	0.028

(11) 相模原市緑区川尻

メッシュ調査において、相模原市緑区川尻の調査地点で、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過したことから、当該地点とその周辺4地点の計5地点で調査したところ、全地点で検出され、当該地点と周辺1地点で環境基準を超過していた。

調査項目	調査地点数	検出地点数	環境基準 非達成地点数	非達成地点 最高濃度 (mg/L)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	5	5	2	16

(12) 大和市深見東地区

メッシュ調査において、大和市深見東の調査地点で、六価クロムが環境基準を超過したことから、当該地点とその周辺7地点の計8地点で調査したところ、当該地点で検出され環境基準を超過した。

調査項目	調査地点数	検出地点数	環境基準 非達成地点数	非達成地点 最高濃度 (mg/L)
六価クロム	8	1	1	0.22